**⑭「お犬様は江戸っ子よりエライ？」**

**～生類憐みの令からみる法～**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ●主に対応する学習指導要領　公民的分野 | | | |
| 内容C　私たちと政治   1. 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則   ア(ｳ) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基　本的原則としていることについて理解すること。 | | | |
|  | | | |
| ●主に対応する帝国書院公民教科書 単元名・対応ページ | | | |
| 部 | 章 | 節 | ページ |
| 第2部  政治 | 第1章  日本国憲法 | 第1節  民主主義と日本国憲法 | p.29-32 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ●主に対応する学習指導要領　歴史的分野 | | | |
| 内容C　近現代の日本と世界  （1）近代の日本と世界  ア(ｱ)　欧米における近代社会の成立とアジア諸国の動き | | | |
|  | | | |
| ●主に対応する帝国書院歴史教科書 単元名・対応ページ | | | |
| 部 | 章 | 節 | ページ |
| 第2部  歴史の大きな流れと時代の移り変わり | 第3章  武家政権の展開と世界の動き | 第4節  天下太平の世の中 | p.124-125 |

**第Ⅰ部　指導案**

**１　授業のねらい**

1. 生類憐みの令は、「お犬様」「犬公方」と、かつては歴史学習の中で、「国民的教

養」として扱われていた内容でしたが、最近では授業でもあまり取りあげられなくなってきています。一方、歴史学の世界では、近年研究が進み新しい解釈も示されてきています。

ところで、「生類憐みの令」は、あまり社会科が好きではない生徒たちにとっても、興味をもちやすい内容です。

この題材は歴史的事象を法教育的に学ぶために、とても適していると思います。この教材は、歴史の教材ですが、ここではあくまで「法教育」の素材として扱います。現代的な視点から当時の法をみることによって、江戸時代の本質を見きわめようというものです。

1. ルールを、誰が何のために決めるのかというのは、国家の本質を表しています。

江戸幕府は「将軍」が統治する、軍事政権です。将軍は専制的な権力をもち、自分のため、体制の維持のために、ルールを恣意的に決定することもあります。（もちろん、庶民のためにルールをつくることもあるし、法決定の過程は、多くが合議です。しかし、その場合も「上から与える」という形になります。）

1. 生類憐みの令がなぜ、文治政治といわれるのか、むしろ強権的な政策の象徴な

のではないのかと、違和感をもったことがある人も多いと思います。内容が、いかに「動物愛護」であっても、あるいは「仁愛による統治」であっても、権力者が恣意的に、庶民の意見を聞かずに導入するものが、いかなる結果を招くかを、学んでほしいのです。

1. 歴史学習に法教育を導入する意義として、法が国家の本質を表すものであると

いう点があると思います。そういう意味で、難しい概念を生徒にとってわかりやすい、興味のわく題材から考えられる事例といえるのではないでしょうか。

1. さて、この法令は、単独で存在したものではなく、江戸幕府やその影響を受け

た諸藩などが、何年にもわたって何回も出した動物愛護に関する「触れ」を総称して「生類憐みの令」と呼んでいるものです。この時期（１７世紀後半）になぜ、幕府や諸藩で、くり返しこうした法令を出したのでしょうか？時代背景についても、いろいろと想像をめぐらせてほしいところです。

**２　生徒に身につけさせたい法教育的な見方・考え方**

　　この授業を通して生徒に身につけてほしい力は、次のようなものです。

①歴史上の法令を、だれが、何のために、どのような経緯で作成したかを考えること

　　ができる。

　 ②法律が何のためにつくられたものかを考えることができる。

生徒たちが、歴史学習をしていくと、さまざまな法令と出会います。例えば、十七条憲法、御成敗式目、分国法、楽市・楽座令、刀狩り令などです。

これらの法令を、だれが、何のために、どのような経過で作成したかを考える力を身につけさせることで、多角的・多面的な歴史的なものの見方・考え方が高まると思います。

　　　こうした見方・考え方をするトレーニングをしておけば、公民的分野の学習をするときに、現状の政治や法について、歴史的な形成過程の中で捉えることができるようになり、今の私たちの暮らしにつなげて考えることができるようになるのです。

例えば、労働基準法や独占禁止法は、公民学習で必ず取りあげる法律ですが、その法律が何のためにあるのかという点になると、十分な見方ができていない場面もみられるところです。

　　　生徒手当、高校無償化、消費税なども、すべて法律で定められているのです。これらのものについて、何のためにつくられたものか考えることは、市民性の教育という視点からも、とても大切な意義をもっているといえると思います。

**３　指導計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 指導上の留意点 |
| 導  入 | ・極端な動物愛護令である「生類憐みの令」について、資料を配付して、概要を説明する。  犬をいじめたり、傷つけたりすると重  罪（死刑や遠島）になること。  犬がたいへんに増えてしまい、江戸の  犬小屋には５万頭の犬が保護されたと  いうこと。  牛馬、鳥類はもちろん、蚊までもが保  護の対象になったという説もあること。 | ・概要を知り、「生類憐みの令」の内容に関心をもち、疑問や意見を述べるようにする。  ・事実について疑問をもたせる。  （うそだろ？ほんとう？）  ・なぜ、そんなことを決めたのか？とい  う疑問を共有する。  ・できる範囲でよいので資料を読み取ら  せる。 |
| 展  開 | ・この法令は、  だれがいつごろ出したものか？  　何のために出したのだろうか？  　グループで考えてみる  ・綱吉にはどんなメリットがあるのか？  ↓  話し合った結果を発表する。 | ・５代将軍綱吉の治世であることを確認する。  ・庶民が迷惑をすることは明らかで、いったい為政者にどんなメリットがあったのか、意見を述べ合うようにする。 |
| ・現在は、法律は、だれが何のために決めるだろうか？  例えば、「人は右側、車は左側」って、だれが、何のために決めたのかな？  では、この法令は？ | ・現在と比較することで、歴史的事象に  ついての見方を深められるよう支援する。 |
| ま  と  め | ・ワークシートにまとめを記入させる。 | ・「自分の意見」が書けるよう支援する。 |

**４　評　価**

|  |
| --- |
| **観点別評価** |
| **○知識・技能**  ・資料を適切に読み取ることができたか。 |
| **○思考・判断・表現**  ・生類憐みの令について、だれが、何の目的でつくった法令か、考え、現代との違いに気づくことができたか。 |
| **○主体的に学習に取り組む態度**  ・生類憐みの令について考え、今の社会に置き換えて考えている。 |

|  |
| --- |
| **主体的に学習に取り組む態度をみとる具体的な生徒の姿の例** |
| **○B規準の例**  ・ワークシート１、４、５、６への記入を通して、自分の感じたことを基に、継続して考え続けることができている。 |
| **○A規準の例**  ・歴史上のできごとも、現在につながっていることを意識して、時代の変化や政治の仕組みの違いによって、人々の生活に大きな影響があることを実感することができている。 |

第Ⅱ部　ワークシート

**「お犬様は江戸っ子よりエライ？」**

**～生類憐みの令からみる法～**

　　 　　組　　番 名前

|  |  |
| --- | --- |
| １ 生類憐みの令の内容を知って   1. 感じたこと 2. 疑問 | ２ 生類憐みの令は   1. （　　　　）が出したもの 2. 生類憐みの令は、おかした罪と罰則のバランスはとれているか？   病気の馬を捨てた場合の刑罰（　　　　　）  ↑　バランスはどうか？  犬を傷つけた場合の刑罰（　　　　　　　）  ↑バランスはどうか？ |
| ３ 生類憐みの令は、どんな目的でつくられたルールなのだろうか？（予想）作った側のメリット | ４ 生類憐みの令で庶民がこうむる迷惑は？  （想像） |
| ５ 今の社会で、動物愛護に関するルールや、それらをめぐる社会問題はあるか？  また、生きものを大切にするのであれば、どんなルールにすればよいか？  （自分だったら、こんなルールをつくる！） | |
| ６　現在では、だれが、何のために法律をつくっているのか？江戸時代と比較してみよう。 | |

資料　「生類憐みの令」

1. 原文

一　生類あはれみ候儀に付、最前書付を以て仰出され候所、今度武州寺尾村、 同国代場村の者、病馬これを捨て不届の至に候。死罪にも仰付けらるべく候 得共、今度は先ず命御たすけ、流罪に仰付けられ候。向後相背くに於ては、急度曲事に仰付けらるべく候。御料は御代官、私領は領主地頭より、前方仰出され候趣、弥堅く相守り候様に急度申付くべき者なり。

貞享四年四月　　　　　　　　　　　　『正宝事録』より作成

　(2) 口語訳

　　一　生類あはれみ（生きとし生けるものを大切にする心）の徹底については、つい先日、文書で伝えたところである。それなのに、今回、武蔵国寺尾村と代場村の人が、病気の馬を捨てたそうで、とんでもないことである。これは、本来ならば死刑になるべきところ、今度は、島流しに罰を軽くしておくけれども、これ以降、同じ事件があれば、必ず死刑にするから、そのつもりでいなさい。天領は代官、私領は領主の地頭が、この決まりがあることを徹底し、ますます堅く守るようにしなさい。

(3)　国立公文書館蔵　「」　口語訳

世の人みなさんに、仁愛の心をもってもらいたいと、常々思っている。そこで、生類憐み（全ての命を大切にしよう）ということを、度々伝えてきたとこである。それなのに、このたび、橋本権之助というものが、犬を傷つけたのは、不届きなことであり、死刑にするところである。

皆さんが、仁愛の心をもつことができるように、全ての人がこの生類憐みのルールを必ず守りなさい。

**第Ⅲ部　弁護士からのアドバイス**

**１　法の内容について**

法の内容が適正かどうかを判断する視点としては、①目的が正当なものか、②その目

的達成の手段・方法として適切なものかがポイントとなります。法（ルール）の目的が不当なものであれば、法（ルール）自体が不要ということになります。また、法（ルール）の目的は正当であるけれども、手段・方法がおかしいということであれば、どのような手段・方法とすべきかを考えることになります。

このような視点から、生類憐みの令を検討してみましょう。

⑴　生類憐みの令の目的（立法目的）

生類憐みの令を制定した目的は何でしょうか。歴史学的には、綱吉のころから死や血の穢れを意識した政策の制定が進められており、子の死によって綱吉の思考に、生類憐れみの観念が助長されていったとみる説がありますが、諸説あります。

ここでは、生徒に法教育的な観点から、生類憐みの令の資料を読み、これが何のために制定されたものかを自分自身で考えてもらうとよいでしょう。

例えば、犬を寵愛していた将軍（綱吉）の個人的趣味、殺生の禁止、治安維持、人の生命・身体の安全の確保（犬の収容・飼育による野犬被害の回避。生類憐みの令の対象には捨て子もふくまれていたという見解もあるようです）などがあげられるでしょう。

　　⑵　目的達成のための方法・手段

次に、生類憐みの令では、上記目的を達成するために、どのような手段・方法を用いているでしょうか。

生類憐みの令では、違反した者に対して、死罪、島流しなどの刑罰を科す、違反者を密告した者に賞金を与えるなどの方法により、上記⑴の目的を達成しよう（生類憐みの令を守らせよう）としていることがわかります。

　　⑶　検討－生類憐みの令は悪法か？－

　　①　目的は正当なものといえるか？

　　　　　いろいろな考えが出てくると思いますが、以下のように、現代でも同様の目的で制定された法律・条約があり、目的自体が不当であるとまではいいにくいでしょう。

・動物の愛護、管理を目的　　⇒動物の愛護及び管理に関する法律

・生命身体の安全の確保を目的⇒保護責任者遺棄罪（刑法第２１８条）

・児童の権利利益の擁護を目的⇒児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉法

・ワシントン条約　　　　　　⇒絶滅のおそれのある野生生物の保護

　　　②　目的を達成するための手段として、適切なものか？

　　　犬を殺した者に対して、死罪を科すことは、適切な手段・方法でしょうか。ここでは、「罪刑均衡の原則」という現代刑事法の考え方が参考になります。これは、刑罰は犯罪にみあった重さのものでなければならないという原則であり、国民の正義感覚に著しく反する重い刑罰は社会の安定を導くことはできず、刑罰の目的は国民の利益を守ることであることから、その刑罰（刑事システム）を国民が納得できるものでなければ、その目的を達成できないという考え方に基づくものです。

ここでは正解を求めるというよりも、生徒一人ひとりが自分自身の頭で考え、素朴な感覚としてどのように思うか、当時の一般民衆はどのように感じたであろうか、という視点から検討できるとよいでしょう。

**２　法制定の手続きについて**

　　　法（ルール）の内容が適切であったとしても、国民の権利・利益を制約するものである以上、その制定の過程・手続きも適正なものであることが必要です。現在の日本では、国会が「唯一の立法機関」とされ（憲法第４１条）、国民による選挙で選ばれた国会議員により組織された国会が法律を制定します（国民主権）。

　　　これに対し、江戸時代では江戸幕府の将軍が法令を制定し、生類憐みの令は、第５代将軍徳川綱吉が制定したものとされています（専制君主制）。このように限られた君主のみが、国民の権利・利益を制約するような法を制定する権限を有するという社会の問題点について、生徒に考えてもらうとよいでしょう。また、逆に専制君主制のメリットについて考えてみてもおもしろいかもしれません。

**３　一歩前へ－価値観・文化の問題－**

　　　法の内容や制定手続きが適正か否かという検討にあたっては、時代や地域により、人の常識や価値観は異なり、また変化するものである（相対性）という視点も必要であると思われます。歴史や地理の勉強の中で、それぞれの時代や地域の法制度を学び、その時代や地域の人々がなぜそのような法を制定したのかという背景を理解した上で、現代の日本に生きている自分の価値観に照らして、現代の日本の法制度とも比較しながら、そのような法が適正なものかどうかを自分自身の頭で考えることができるとよいでしょう。

　　　例えば、生類憐みの令の立法目的の１つである動物愛護についていえば、現代においても、捕鯨、イルカ、犬食、その他動物愛護の問題など、国や文化の違いにより、その捉え方が大きく異なる問題もあります。また、罪刑均衡についていえば、現在の法律では、人を殺傷した場合の刑罰は、動物を殺傷した場合の刑罰よりも相当重いものとなっていますが、人間の生命・身体は、他の生物の生命・身体よりも価値が高いものなのかという観点から検討するとなかなか難しい問題があると思います。この教材の中で取り上げるテーマとしては重いものとなりますが、死刑制度に対する考え方も時代や地域によって異なっているところです。

　　　生類憐みの令から、上記のような現代の社会問題の検討へと発展させると、生徒の理解・関心がさらに深まるかもしれません。

**第Ⅳ部　授業づくりのポイント**

**１　ねらいをはっきりさせましょう**

　　この授業のねらいは、（１）立法の目的と手段　（２）罪と罰のバランスを考えること

にあります。将軍綱吉は、なぜ、このような法令を出し続けたのか、生徒たちと議論し

ながら考えていきたいと思います。そして、動物を殺傷することと人に与える刑罰の関

係についても、議論をさせていきましょう。

議論をさせると、教師が予想もしないような考え方が出てくる可能性も大きいと思い

ます。そのときに、ブレすぎないように次の（１）（２）を意識させることが必要です。

**（１）何のための法令か**

　綱吉も、「庶民をこらしめてやろう」「自分が威張ってやろう」という理由で、一連の法令を出したわけではなさそうです。

綱吉が将軍職についたのは、天草・島原一揆から、４０年ほどたった１６８０年です。

戦国のすさんだ気風も収まり、世は元禄太平、元禄繚乱といわれる時代です。そんな

中で、政治も、武断政治から文治政治へ移行していったのでしょう。

　　また、秀吉の「刀狩り」に始まる、庶民の戦闘力を削ぐ施策とも関連があるといわれ

ています。さらには、日本が今も軍事には極めて消極的であり、市民への銃刀規制のあ

りさまも、大きく見れば同じ流れだと見る研究者もいるようです。

**（２）バランス**

　　目には目を、歯には歯を、というハンムラビ法典の有名な文言があります。そういう意味でいうと、人を殺したものを死刑にするのは、バランスという意味ではある種の妥当性があるといえるでしょう（逆にいうと、なぜ、殺人が死刑にならないかを考えたい）。ここでは、犬をけがさせると死刑、病気の馬を捨てると島流し（島流しはひじょうに重い罪で、たいていは生きて帰ることができない）とあり、ほかにも蚊を殺したことが犯罪とされた事例もあったらしいのです。

　　現代の日本では、人を殺しても死刑になるとは限らず、蚊を殺すのはまったく罪になりません。病気の牛馬をそのあたりに捨てれば、これはそれなりの罰則があるでしょうが、それは、動物愛護の問題ではなく、公衆衛生上の問題です。現代の法では、明らかに、人間とほかの動物の命の価値が違っているということになります。ところが、江戸時代のこの時期、その動物の命についての価値が高く、「生きとし生けるもの」という発想があったことが想像できるのです。

**（３）だれが決めるのか**

　　現在の日本では、法律は国会で決めることになっています。国会は、選挙で選んだ国会議員で構成されています。法的な拘束力をもつさまざまな決まりごとも、憲法・法律の枠をこえることはありません。江戸時代の場合、幕府、諸藩は軍事政権で、専制政治なので、為政者の判断によって一方的に施策が決定されます（必ずしも将軍個人の意志ではなく、合議である場合がほとんどです）。

　　そもそも、江戸時代の人たちには、個人の尊厳という考え方がないので、「仁愛」といっても、上からのおしつけで「余計なお世話」になってしまいます。リーダーの独善的な道徳心のおしつけが、いかに迷惑なものか、とてもはっきりとみえる事例でともいえるでしょう。この一連の法令は、綱吉の死とともに廃止され、多くの人（数千人ともいわれる）が罪を許されたのです。

**２　指導の工夫をしましょう**

　　歴史的分野で扱う場合は、幕藩体制の性質を捉えさせるという主旨でこの教材を扱うことも可能ですし、幕府政治の移り変わりとして、文治政治の一類型として扱うことも可能です。また、庶民と武士、あるいは幕府との関係を具体的に理解する教材ともなりうると思います。

　　公民的分野で扱う場合は、「民主主義と日本国憲法」の中で、法の支配や立憲主義についての理解を深めるものとして扱います。歴史的分野の復習もしながら、憲法や法が誰のためにあるのかを理解したいところです。

**３　授業のすすめ方**

**〈　導　入　〉**

　　　この法令は、将軍がつくったもので、その目的は、動物愛護と仁愛の心の流布でした。授業では、まず、「生類憐み令」という言葉を示したあとに、この法令の概略を教師がレクチャーで伝えましょう。

**〈　展　開　〉**

次に、資料を配布して個人で読み、読み取ったことをみんなで確認します。そして、ワークシートに沿って、意見交換をします。

このルールの目的について、何のために、こんなルールをつくったのかについて、しっかりと話し合います。

**〈　まとめ　〉**

このルールの問題点をあげて、なぜ、そうしたルールが成立したかを確認します。

歴史的分野で扱う場合は、「江戸時代はどんな時代か」という問いの答えに近づくようにします。公民的分野で扱う場合は、憲法や法が、誰のためのものなのかについて、理解が深まるようにしましょう。

* **補足、発展として**

**・現代の動物愛護と諸問題**

　　　 今でも、動物をめぐる対立は、至るところに存在します。大きいところでは、クジラやイルカの漁をめぐる問題、小さいところではペットをめぐる問題。こうしたことにふれると、生徒はより身近なこととして考えられるようになるでしょう。

**・古文書のおもしろさ**

　　　 古文書を授業で生かすことは、なかなかないと思いますが、「生類憐みの令」は、「犬」とか「生類」などという文字が読み取ることができるし、中学生でも十分に取り組める教材です。生類憐みの令の古文書を入手して、生徒に「読解」させるのもとてもおもしろい、歴史の作業学習になり得ます。